延岡市公告第339号
令和８年10月８日

地方自治法第260条の２第１項の規定により認可した次の地縁団体について、同法第260条の46第1項の規定に基づき所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするための公告の申請があったので、同条第2項の規定に基づき公告する。

延岡市長　　三浦　久知

記

1．認可地縁団体の名称　：　板下区

2．区域　：　延岡市北方町板下小原、板ケ平、屋形原並びに頼木の区域とする。

3．主たる事務所の所在地　：　宮崎県延岡市北方町板下戌４３５番地

4．申請不動産に関する事項

・土地

地　目	面　積	所　在　地
堤	66㎡	延岡市北方町板下字中島戌373番１

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

地　番	名称/地目	地積㎡	所有者	住所
延岡市北方町板下字中島戌373番１	堤	66㎡	板ケ平門持惣代甲斐福治	空白

【異議申立】

当該申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者は下記期間において異議を述べることができる。

なお、異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の必要と認める書類を添えて行うものとする。

1. 公告（異議申立）期間

令和８年10月８日から令和９年１月８日まで

2. 異議を述べることができる登記関係者等の別

□ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

□ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

□ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3. 異議申立書の提出先

〒882-8686　延岡市東本小路2番地1

延岡市役所　総合政策部総合政策課　市民協働係

（総合政策部総合政策課）

掲示期間　１月８日